

財団法人千曲市文化振興事業団

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人千曲市文化振興事業団（以下「事業団」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を、長野県千曲市杭瀬下一丁目64番地（千曲市更埴文化会館内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、千曲市における地域文化の振興を図り、もって市民の心豊かな生活の実現及び地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化活動並びにコミュニティ促進のための事業
- (2) 地域文化振興のための各種催し物の企画・誘致に関する事業
- (3) 千曲市から受託して行う文化施設等の管理・運営
- (4) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 事業団の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 委託料その他の収入

(資産の種類)

第6条 事業団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号により構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、長野県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 事業団設立の際に基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 事業団設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 事業団の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 事業団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第9条 事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 事業団の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画又は、予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽易な変更であらかじめ理事会が指定したものはこの限りでない。

(事業報告、決算)

第11条 事業団の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2か月以内に理事会の承認を受けなければならない。

(余剰金の処分)

第12条 事業年度末に余剰金を生じたときは、理事会の議決により、その全部、又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

第4章 役員、評議員及び事務局等

(役員)

第13条 事業団に次の役員を置く。

- 理事 8人以上14人以内
- 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。また、必要に応じて常務理事1人を置くことができる。

(役員職務)

- 第14条 理事は理事会を構成し、事業団の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は事業団を統括し、事業団を代表する。
 - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理し理事長が欠けたときはその職務を行う。
 - 4 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、常務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長、副理事長が欠けたときはその職務を行う
 - 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員選任)

- 第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠、又は増員のため就任した役員任期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得て理事長は当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員には報酬を支給することができる。
- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

(評議員)

- 第19条 事業団に評議員を置く。
- 2 評議員の定数は、12人以上20人以内とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
 - 3 評議員は、評議員会を構成し重要な事項について、理事長の諮問に応じ審議し助言する。
 - 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
 - 5 第16条、第17条及び第18条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問)

第19条の2 事業団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の要請に応じ、事業団の事業について必要な助言を行う。

(事務局)

第20条 事業団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び管理に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 理事会及び評議員会

(構成)

第21条 理事会は理事長、副理事長その他の理事をもって構成する。

(会議の招集)

第22条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の目的となる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに理事に対し通知しなければならない。

(開会の定足数)

第23条 理事会は、理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。
ただし、再度招集したときはこの限りでない。

(会議の議長)

第24条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

(議決)

第25条 理事会の議事は、会議に出席した理事の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の理事に委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第27条 理事長は、簡易な事項、又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議決事項)

第 28 条 理事会は、この寄附行為で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 基本財産の変更及び処分
- (4) 諸規程の制定および改廃
- (5) 前号までに掲げるもののほか、理事長の付議した事項

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を掲載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数
 - (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから選出された 2 人以上の理事が署名押印しなければならない。

(評議員会)

第 29 条の 2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて事業の計画その他必要な事項を審議するとともに、必要に応じて事業団に関する重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

- 2 第 21 条から前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、長野県教育委員会の認可を得なければ、これを変更することができない。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ顧問の意見を聴かなければならない。

(解 散)

第 31 条 事業団は、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ長野県教育委員会の承認を受けなければ解散することができない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(残余財産の処分)

第 32 条 事業団が解散した場合の残余財産は、理事会の議決を得て、かつ長野県教育委員会の認可を得て、千曲市又は事業団と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

- 2 第 30 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

第7章 補 則

(規程等の制定)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、事業団の運営に関し必要な規程等は、理事長が理事会に図って別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為は、設立許可を受けた日から施行する。
(設立当初の事業計画予算)
2. 事業団の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。
(設立当初の会計年度)
3. 事業団の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
(設立当初の役員)
4. 事業団の設立当初の役員の任期は第16条第1項の規定にかかわらず平成4年3月31日までとする。

設立認可日 平成2年3月27日

設立登記日 平成2年4月2日

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成15年9月1日から施行する。

ただし、第15条、第19条及び第29条の2規定にあつては、平成16年度から適用することとし、その間はお従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成18年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、長野県教育委員会の認可の日から(平成20年7月9日)から施行する。